

令和元年7月22日配信

空家等対策の推進に関する特別措置法及び行政代執行法に基づく代執行の実施について

空家等対策の推進に関する特別措置法及び行政代執行法に基づき行政代執行を実施します。

1 執行開始日時

令和元年7月26日（金）午前10時 予定

2 対象となる特定空家等

嬉野市嬉野町大字不動山 地内 おおまかな位置については地図でご確認ください。

3 建物の用途・構造

居宅、物置、作業所

4 執行内容

危険な状況を解消するため、上記建物等を解体し、搬出・処分します。

5 その他

執行開始日時までに所有者が改善措置を始めた場合は、執行を延期もしくは中止することがあります。

所有者（義務者）を特定した空家等対策の推進に関する特別措置法及び行政代執行法に基づく代執行は県内初となります。

※県道に接しており混雑が見込まれるため、現場取材等ある場合は必ず事前にご一報ください。

令和元年7月26日（金）午前10時 行政代執行予定の空家等の位置は下記の場所になります。



付近には、広い駐車スペースはありません。県道沿いの場所になりますので、取材の際は、交通事故に気を付けていただくとともに交通の妨げにならないようご協力をお願いします。

<お問い合わせ>

嬉野市役所(嬉野庁舎) 行政経営部

総務・防災課

Tel 0954-42-3301